

「公益社団法人 日本港湾協会定款」

平成25年1月24日総会決定

平成30年5月23日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人 日本港湾協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、港湾に関する調査研究及び知識の普及、並びに、港湾の整備とその管理の改善に関する事業を行い、地域の振興を図るとともに、我国の国際交流の進展と経済基盤の強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 港湾の運営、整備、管理及び地域振興等に関し、必要な事項の調査研究及びそれらの成果の普及
- (2) 港湾事業の推進並びに港湾の振興及び利用の促進
- (3) 国際会議、学会、協会その他本協会の目的に適合する団体への参加及び協力
- (4) 港湾に関する資料の収集
- (5) 情報誌及び港湾関係図書の刊行
- (6) 港湾に関する講演会、講習会及び展覧会等の開催
- (7) 港湾の振興、利用促進、事業推進に関する建議
- (8) 港湾の整備、管理に関する資格の認定
- (9) 港湾に関する功労者の表彰
- (10) 港湾に関する研究等への助成
- (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 本協会の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 団体が正会員となる場合には、団体の代表者として本協会に対してその権利を行使する者1名（以下「指定代表者」という。）を定め、届け出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合には、理事会において別に定める変更届を速やかに提出しなければならない。

(会費の納入)

第7条 正会員は、第11条に規定する総会（以下「総会」という。）において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費及びその他の搬出金品は返還しない。

(退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至った場合には、総会の決議によって当該正会員を除名することができる。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該正会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は次のいずれかに該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

2 正会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 3 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等に関する規程
- (4) 第38条に規定する決算について作成する書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入の承認
- (7) 基本財産の処分又は担保の設定
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で招集の決議をしたとき。
- (2) 第14条第2項の請求があったとき。この場合、請求のあった日から6週間以内に開催しなければならない。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第 18 条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。

この場合においては、当該正会員は、あらかじめ、代理権を証明する書面として委任状を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事録は、法令で定めるところにより議長が作成し、議長及び議長が指名する出席者 2 名以上が記名押印しなければならない。

第 5 章 役員等

(役員の設置)

第 20 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 30 名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち 2 名以内を副会長とする。
- 4 理事の中から理事長 1 名を置く。
- 5 会長、副会長及び理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 6 会長、副会長及び理事長以外の理事の中から、専務理事 1 名、常務理事 1 名を業務執行理事として置くことができる。
- 7 代表理事以外の理事のうち、2 名以内を法人法上の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長及び専務理事、常務理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、次の各号のとおり、それぞれの職務を執行する。

- (1) 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 副会長は、本協会を代表し、会長を補佐して会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。
- (4) 専務理事は、会長、副会長及び理事長を補佐し、本協会の常務を統括する。
- (5) 常務理事は、理事会の決議に基づき、本協会の常務を分担処理する。
- (6) 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分

担執行する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を防げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期、及び補欠により選任された監事の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、職務の執行に必要な費用を弁償することができる。

- 2 常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び名誉会員)

第 27 条 本協会に、名誉会長 1 名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、次の職務を行う。
 - ア 会長の諮問に応じて参考意見を述べること

- 3 名誉会長は、理事会の決議により任期を定めて選任及び解任し、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、名誉会員とする。
- 5 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 6 名誉会長及び名誉会員は行事に参加することができる。

(顧問)

第 28 条 本協会に、5 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - ア 理事会の諮問に応じて参考意見を述べること
 - イ 代表理事の相談に応じること
- 3 顧問は、理事会の決議により任期を定めて選任及び解任し、会長が委嘱する。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長及び専務理事、常務理事、業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について利害関係を有する理事を除く理事の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事録は、法令で定めるところにより議長が作成し、議長並びに出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

(専門委員会)

第 34 条 本協会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議により、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の名称、構成及び権限のほか必要な事項は、理事会が別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(財産の構成)

第 35 条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(事業年度)

第 36 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) (3) 及び(4)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員の名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第39条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第38条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（基金）

第40条 本協会は、法人法第131条に基づく基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事務局等

(事務局及び職員)

第 46 条 本協会の会務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(港湾政策研究所)

第 47 条 本協会の調査研究業務を担務するため、港湾政策研究所を置く。

2 港湾政策研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 11 章 補則

(細則)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は 三村明夫、副会長は川嶋康宏及び林文子、並びに理事長は鬼頭平三 とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則（平成 30 年 5 月 23 日）

この定款の変更日は、平成 30 年 5 月 23 日から施行する